

(2) 行政の分離に関する司令部側との合談

0154

昭和二十一年

行政ノ分離ニ關スル第一回會談錄（終戰第一部第一課）

二月十三日黃田連絡官GS「ロフヂ」大尉及「ブール」中尉ト標記ノ件ニ關シ第一回會談ヲ行ヒタリ要旨左ノ如シ

黃 「本日ハ領土ノ歸屬問題乃至ハ本指令ノ妥當性等ニ付テハ觸レサルコトトシ單ニ疑義ニ付質問ヲ爲サンカ爲參上セリ」

米 「本指令ハ單ナル聯合國御ノ行政的便宜ヨリ出テタルニ過キス從來行ハレ來リタルコトヲ本指令ニ依リ確認セルモノナリ即チSSAPノ行政ノ及フ範圍ハ本指令ニ示セル日本内ニ限ラレ

其ノ他ハSCAPノ所管スルトコロニアラス例ヘハ大島ハCINPACノ所管ニ屬スル島嶼ニ在リ從ツテ

本指令ニ依ル日本ノ範圍ノ決定ハ何等領土問題トハ關聯ヲ有セ

ス之ハ他日媾和會議ニテ決定サルヘキ問題ナリ

黃 「本指令ニ關シ問題トナル點ハ未タ聯合軍側ノ機關ナク現地行政カ專ラ日本側ニ依リ行ハレアル地域例ヘハ伊豆大島等ニ關

外務省

シテ特ニ起ルヘシ先ツカカル地域ニ於テハ日本御機關ノ機能ヲ  
存續セシムル要アリト思料セラルルモ如何

米 「引續キ機能ヲ營ム要アリ何等カノ機關カ行政ヲ執行スル要  
アルヲ以テ從來ノモノカ引續キ之ヲ爲スラ便トスヘシ」

黃 「日本御官吏・僱人ノ身分ハ如何ナルヘキヤ」  
米 「日本政府ノ官吏トシテノ身分ハ之ヲ失フモノトス之等官吏  
ヲ定員外Or Leaveトシテ帳簿ノ上ニノミ存續セシメ級位級

勲身給等ハ他ノ官吏ト同様ニ之ヲ爲シ置キ他日内地歸還ノ際其  
級ノ身分ヲ保持セシムル如キコト可能アラサルヤ」

黃 「然ラハ其ノ間ノ俸給ハ何方ニテ支拂フヘキカ尙現在市町村  
吏員等ニ付十二月分ヨリ溯及シテ六割ノ物價平當増給ヲ決定シ

アルモ之ヲ實行シテ差支ナキヤ」

米 「俸給ノ支拂ハCINQAC協議ノ上決定スヘシ増俸ニ關シ  
テハ主として「否」ト答ヘサルヲ得ス。日本側ニ於テ俸給及増俸

外務省

分々内地ニCreditシ置クコト可能ナラスヤ」  
黃 「彼等ハ現ニ棒給々以テ生活シアルヲ以テ左様ナ悠暢ナルコ  
トハ不能ナリ何等ノ便法ヲ講スル余地ナキヤ」  
米 「此等ノ點ニ付テハGINQAト協議ノ要アルヲ以テ即答  
シ得ス」